

【諮問（2）】

■ 国民健康保険税賦課限度額の改正について

1 目的

- ・ 国民健康保険では、高所得者層に対する保険税負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険税負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。
- ・ 令和 5(2023)年 4 月 1 日に国民健康保険法施行令が改正され、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が 20 万円から 22 万円に引き上げられました。
- ・ この引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担緩和を図ることができるため、那須塩原市国民健康保険税条例においても同様の改正を行うものです。

2 概要

- ・ 令和 5(2023)年度における賦課限度額について国民健康保険法施行令の基準どおり、後期高齢者支援金等分を 22 万円に改正します。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
改正前 (A)	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円
改正後 (B)	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円
差額 (B) - (A)	0 万円	+2 万円	0 万円	+2 万円

3 影響

- (1) 対象世帯数：約 270 世帯（見込み）
- (2) 保険税影響額：約 400 万円増加（見込み）

4 スケジュール

- (1) 令和 5(2023)年 12 月 14 日：那須塩原市国民健康保険運営協議会へ諮問
- (2) " "：那須塩原市国民健康保険運営協議会から答申
- (3) 令和 6(2023)年 2 月：市議会に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を上程